



松江市 古志原公民館

昭和56年創設

公民館の目的

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること

社会教育 社会教育法 第20条

社会教育の定義

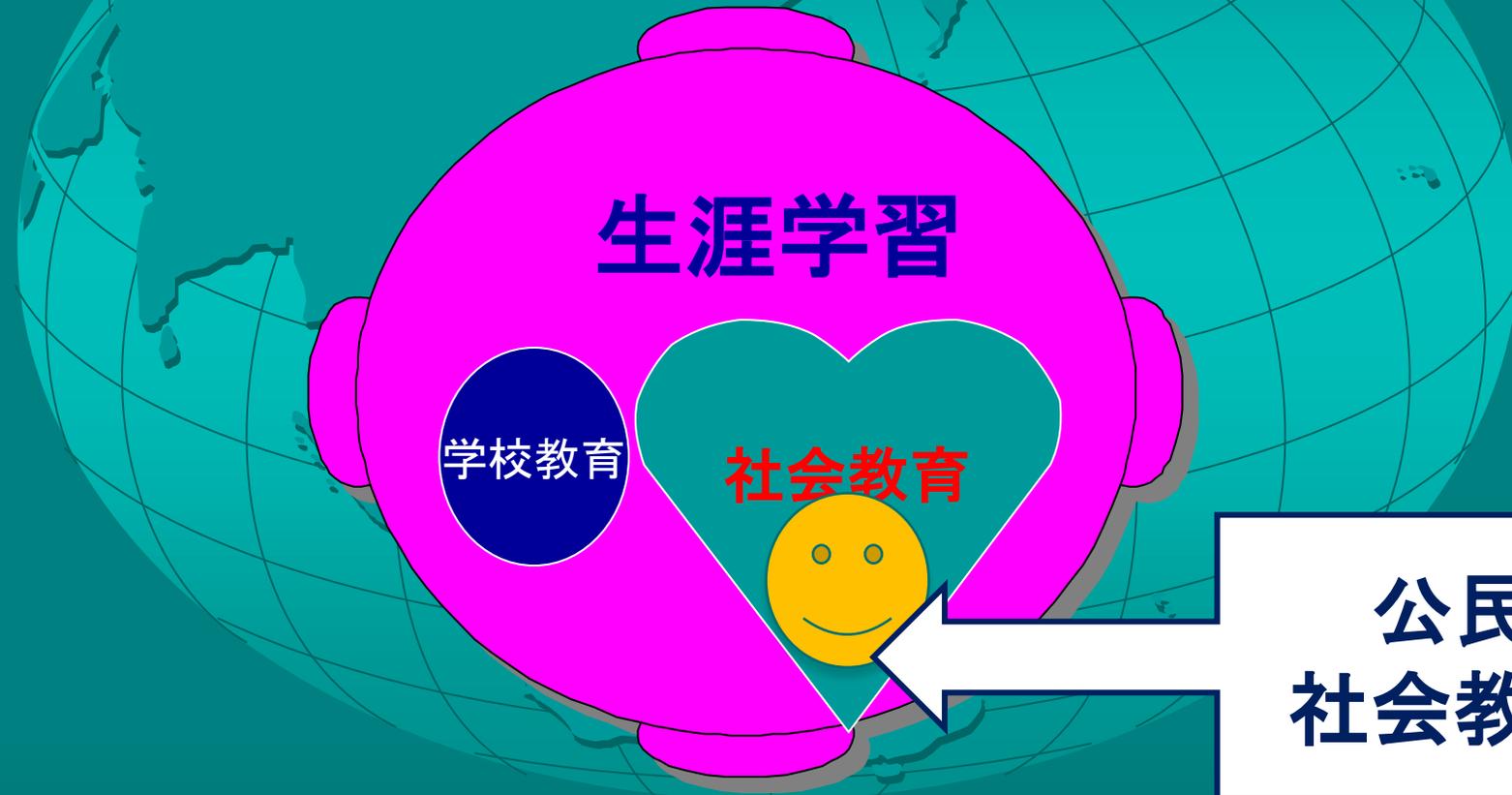
学校教育法（略）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）

社会教育

社会教育法 第2条

生涯学習は全体

社会教育や学校教育は生涯学習の一部



公民館は
社会教育の要

松江市の公民館の運営形態の変容

* 公設公営方式(松江市による直営)

昭和27年(1952)川津・竹矢

* 公設自主運営(松江方式)

昭和47年(1972)

* 指定管理者制度への移行

平成18年(2006)



松江市の公民館運営の特徴

- * 旧松江は小学校区毎に、旧町村は、旧町村毎に1つずつ設置
(令和3年度から 29の指定管理公民館)
- * 各地区の公民館運営協議会による自主運営
- * 地域の特性に応じ、住民に密着した運営
- * 住民が直接運営に参加(専門部による企画と運営)
- * 住民が運営費の一部を負担
- * 有効的な各種団体との連携と調整ができる

公民館の管理・運営

公民館運営協議会

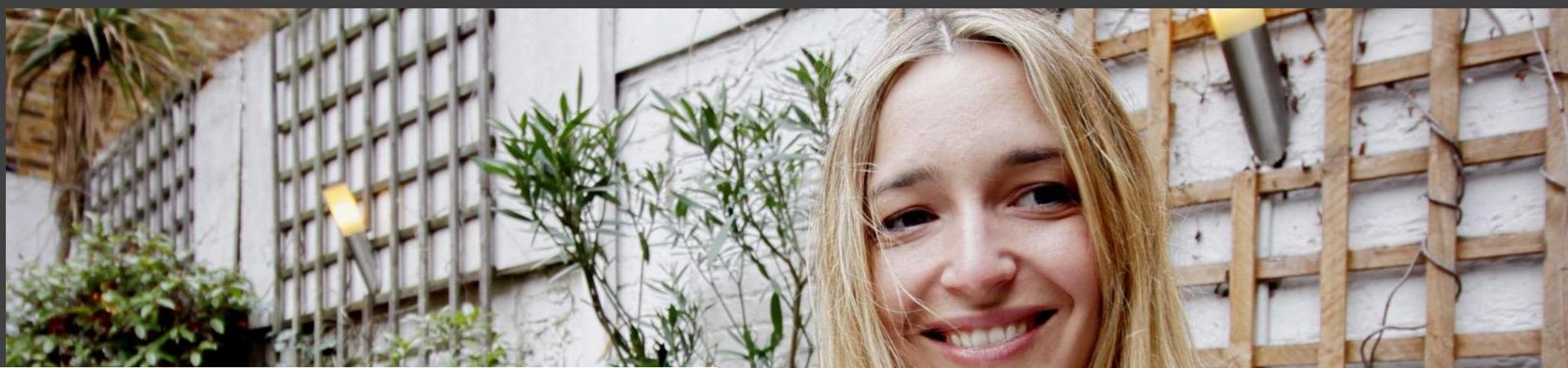
- * 構成・・・自治会 地区内各種団体代表 学校長
PTA 学識経験者等(20～30名) **古志原公民館38名**
- * 委員選考・・・公民館長が委員長(館長も委員)
関係機関、団体長で構成する選考委員会
- * 役員・・・会長 副会長 監事
- * 任期・・・2年(再任は妨げない)



松江市公民館運営協議会連合会

- 各公民館運営協議会会長をもって組織する
- 公民館制度の検討・構築
- 人事委員会・人事異動
- 職員研修の企画立案運営
- 職員の福利厚生代行
- 職員給与に関する事務代行 等々





松江市の公民館の無類な特徴

公民館と地区社会福祉協議会



2つの福祉とは

Community work

Social work

Social welfare

地域福祉（コミュニティワーク）

• 考え方

人々が安心して暮らせるよう地域住民や公私の社会福祉関係者が協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む

• 運営主体

住民・ボランティア・行政・関係諸機関・社会福祉関係者

• ボランティア活動

「個人の自発的な意志」から始まるボランティア活動は地域社会をより良くしていくことに役立つとともに活動するその人自身も豊かにする

• 事業

〈ふれあいサロン〉〈なごやかよりあい〉〈見守り〉〈友愛訪問〉〈会食サービス〉〈健康づくり〉〈介護予防〉〈閉じこもり予防〉〈講演会〉〈子育て支援〉〈あったかスクラム〉〈敬老会〉〈慰霊祭〉〈篤志寄付金〉

社会福祉（ソーシャルワーク・ソーシャルウエルフェア）

社会福祉法第2条を根拠とする福祉事業

第1種社会福祉事業

〈生活保護法系〉〈児童福祉法系〉〈老人福祉法系〉
〈身体障害者福祉法系〉〈知的障害者福祉法系〉〈売春防止法系〉
〈授産施設経営及び生活困難者への資金融通事業〉
〈共同基金（同法第113条によって定義される特別な社会福祉事業）〉

第2種社会福祉事業（中略）

〈生活困難者に対する相談事業〉〈児童・老人・身体障害者・知的障害者デイサービス〉
〈母子及び父子並びに寡婦福祉法〉〈児童・老人・身体障害者・知的障害者居宅介護〉
〈無料低額宿泊所〉〈無料低額診療事業〉〈精神障害者社会復帰施設経営・居宅生活支援〉

運営主体

国・地方公共団体・社会福祉法人や日本赤十字社などの国や地方公共団体が準ずると認めた団体

社会福祉施設

第1種社会福祉事業を行う施設

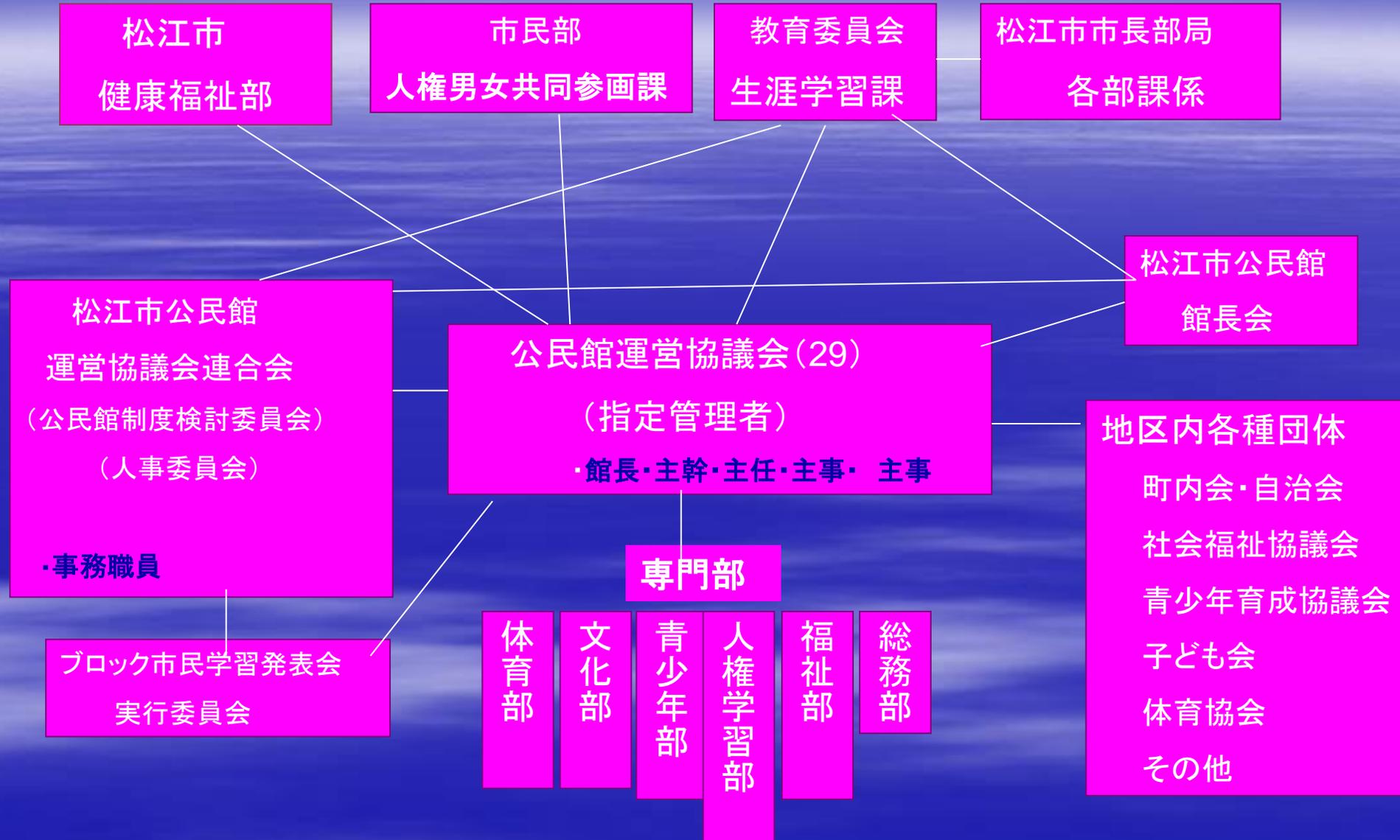
（第2種社会福祉事業に属する事業を行う施設は法外の一般通例として呼称）



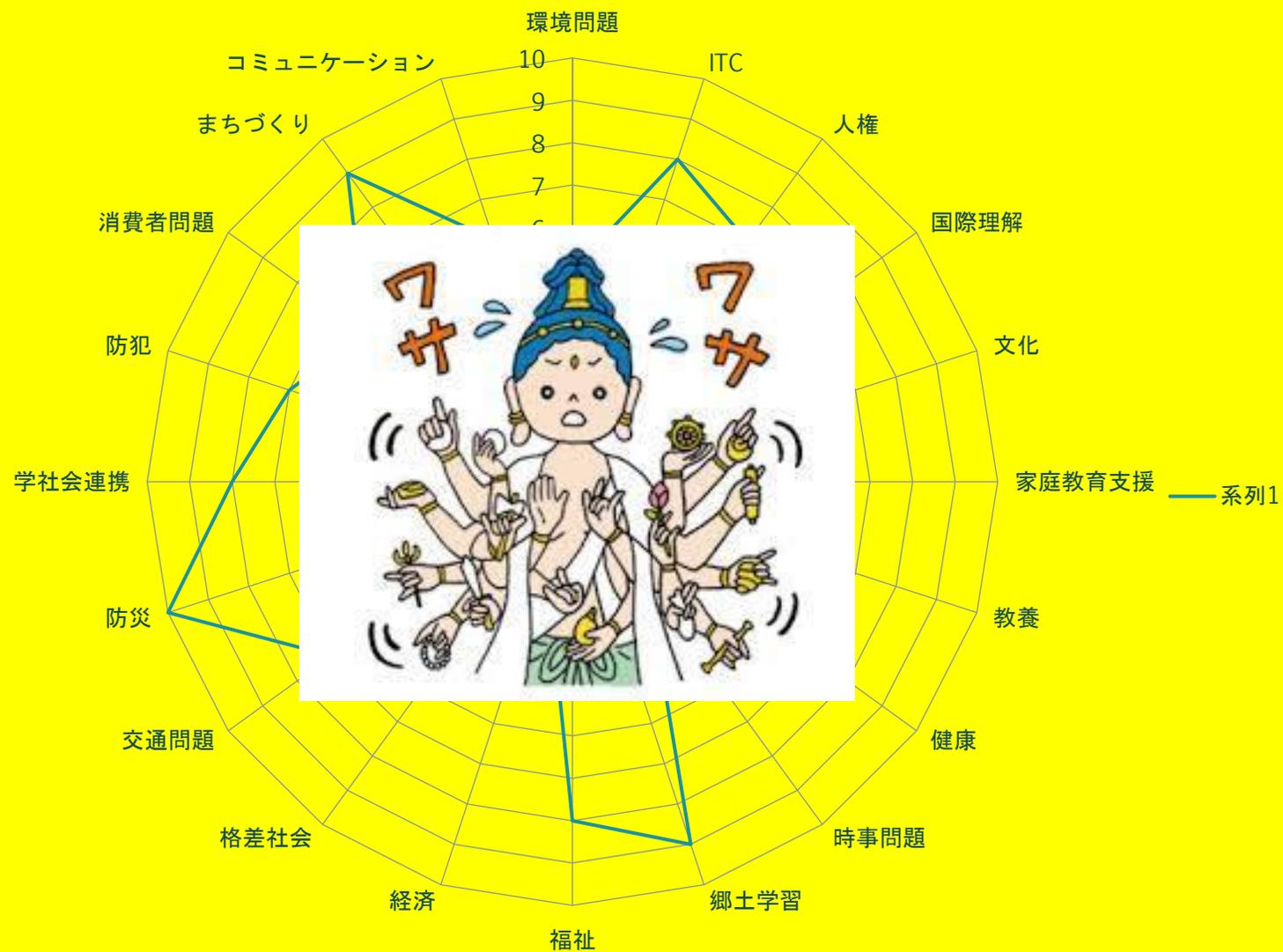
公民館的
福祉活動

福祉的
公民館的活動

運営組織ネットワークイメージ



公民館は総合的社会教育施設



公民館職員 職員体制

- 館長・・・教育委員会任命 松江市非常勤特別職
- 主任1名
- 主事2名
- 嘱託職員1名
- 松江市公民館運営協議会連合会、採用試験
- 各地区公民館運営協議会が採用



財 源＝指定管理料＋地元費（公民館費等）

* 人件費、施設設備費、特定管理費は全額市費負担

* 一般管理費は約7割が市費、3割が地元費

* 共通事業費

○均等割 R7年度1館当たり 1,445,000円

○世帯割 全域の世帯数に対する各館区の世帯数比率

○地元負担割調整割 自治会加入率と公民館費の額に応じた比率
(公民館費 350円～2,500円/年)

* 特定事業費・・・別途

* 令和7年度指定管理料予算額 692,026,426円(館長報酬を除く)



令和7年度 松江市公民館指定管理委託料

¥ 692,026,426



人件費

471,259,993



管理費

135,850,541



事業費

84,915,892

古志原公民館指定管理委託料 ¥ 26,795,761 (令和7年度)

一般管理費の7割を
松江市が負担



■ 松江市
■ 古志原



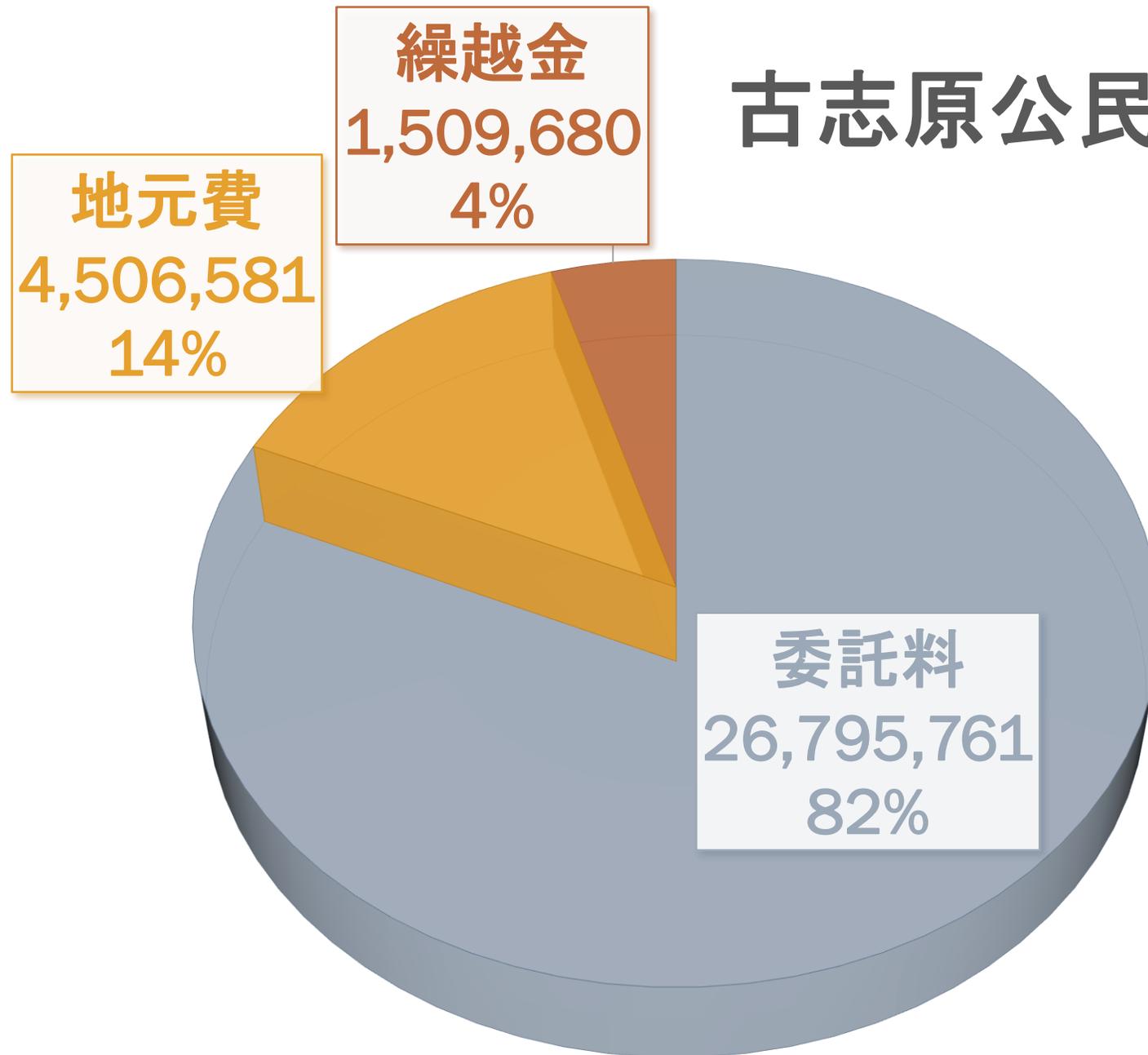
■ 人件費 ■ 管理費 ■ 事業費

共通事業費
均等割 1,445,000
(運協連への負担金758,000含む)
世帯割 (世帯数の比率で按分)
地元負担調整割
(自治会加入率と公民館協力費の額に応じた按分)

**+ 社会人権教育推進事業費
¥ 150,000**

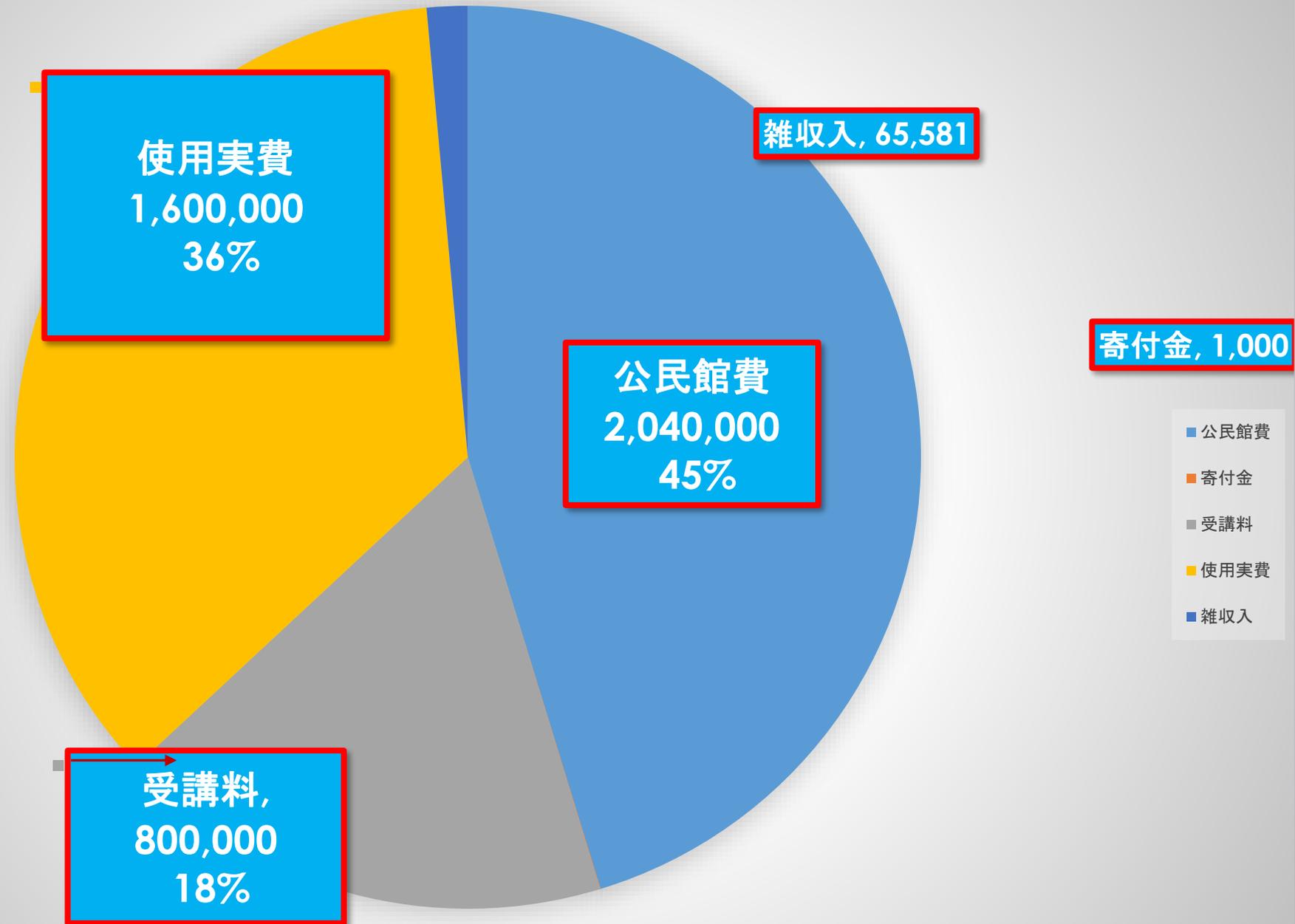
100% 松江市負担

古志原公民館収入全体

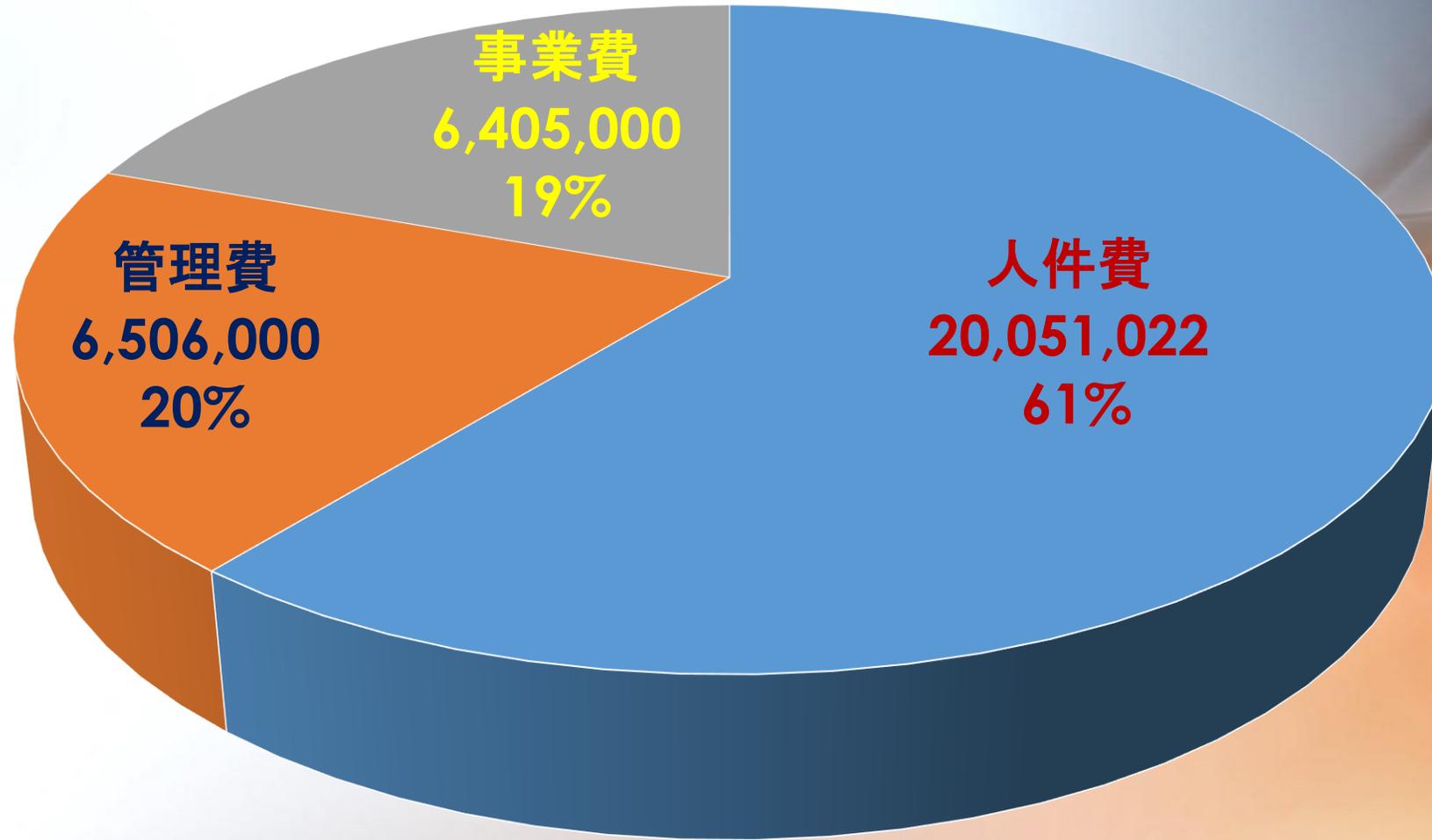


収入総額 32,812,022 + 150,000

古志原公民館 地元費 収入



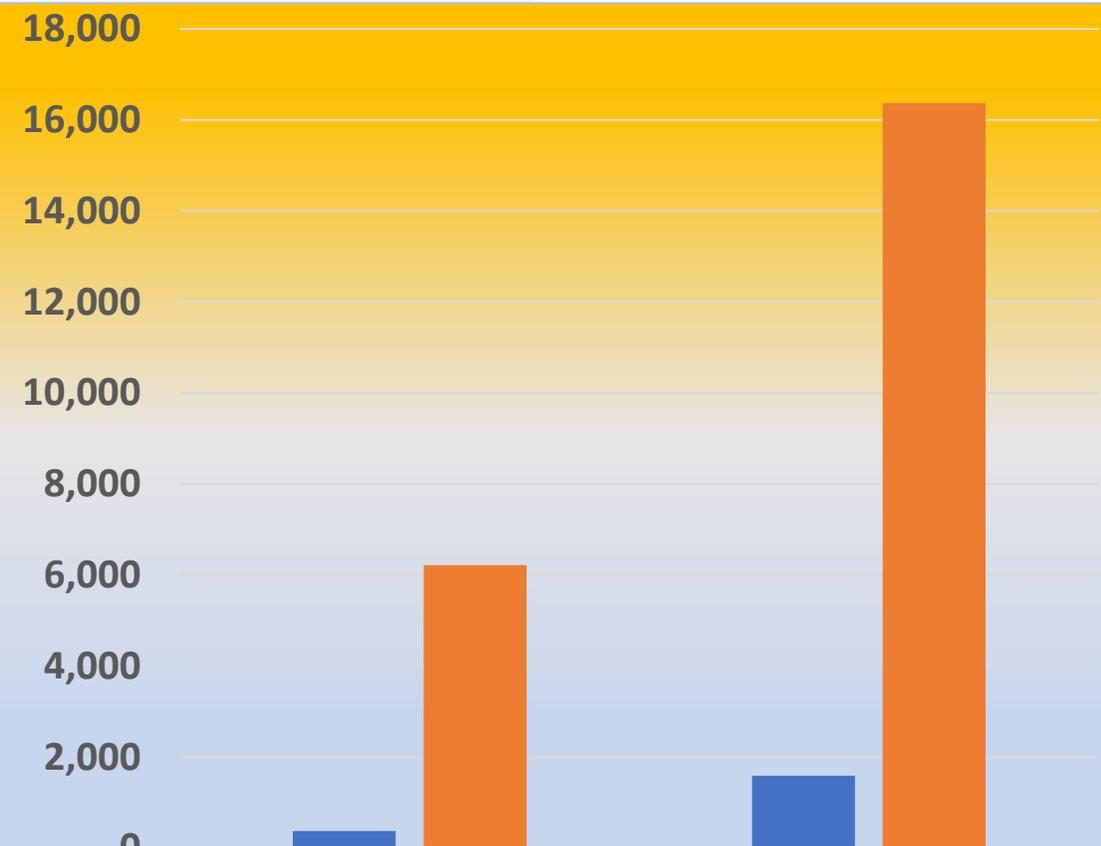
古志原公民館 支出 全体



総支出 32,962,022

使用種類	回数	参加者
主催事業	372	6,217
施設利用	1,586	16,368

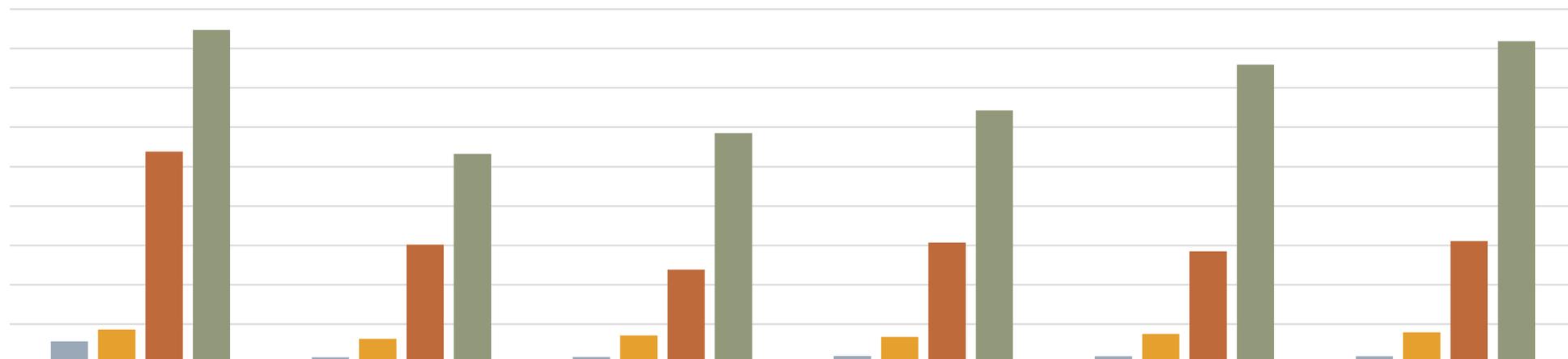
令和6年度古志原公民館 活用状況



	主催事業	施設利用
回数	372	1,586
参加者	6,217	16,368

活動状況の比較R1～R6

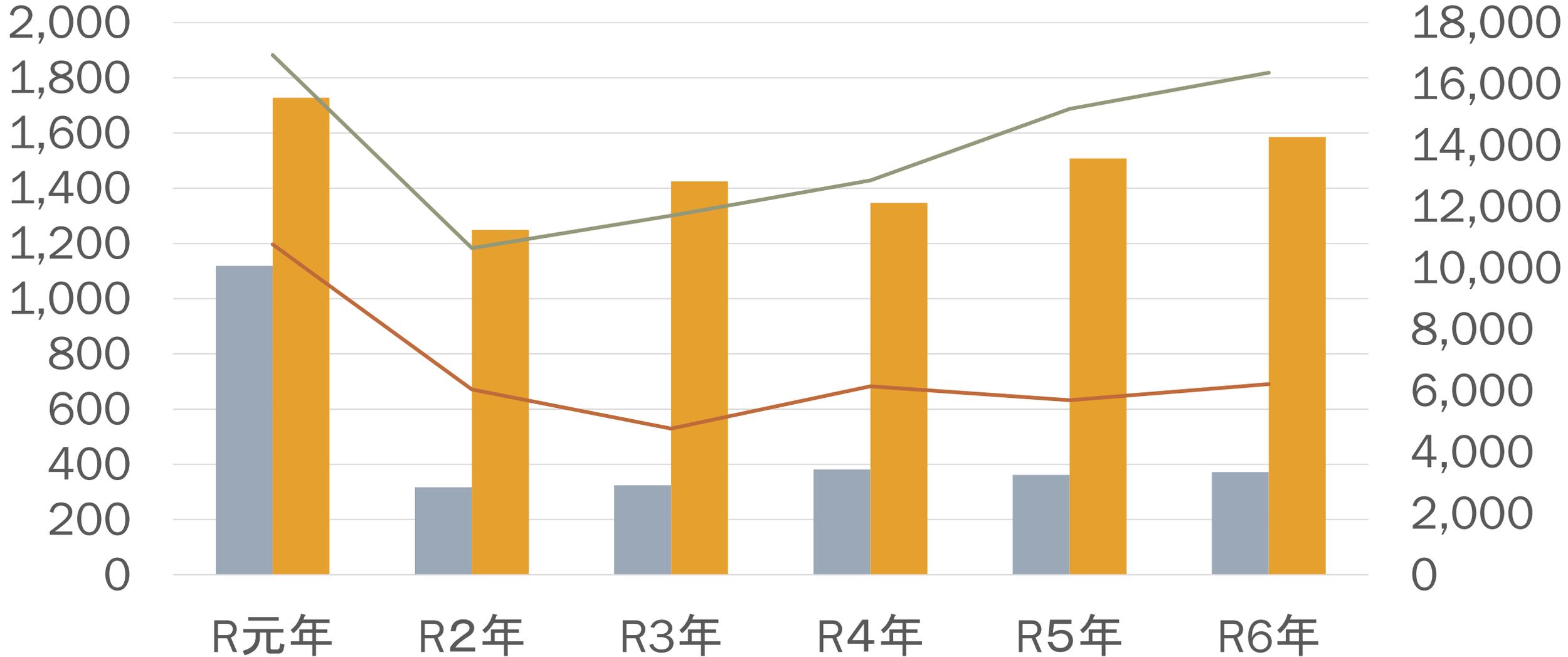
18,000
16,000
14,000
12,000
10,000
8,000
6,000
4,000
2,000
0



	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
■ 主催事業回数	1,119	317	324	381	362	372
■ 施設利用回数	1,728	1,249	1,425	1,347	1,508	1,586
■ 主催事業参加者	10,770	6,039	4,766	6,144	5,690	6,217
■ 施設利用参加者	16,943	10,648	11,706	12,855	15,185	16,368

■ 主催事業回数 ■ 施設利用回数 ■ 主催事業参加者 ■ 施設利用参加者

活動状況の比較R1～R6



■主催事業回数 ■施設利用回数 —主催事業参加者 —施設利用参加者

古志原公民館経営方針

公民館の使命（ミッション）

将来構想（ビジョン）・・・どんな地域に

令和7年度の重点目標



公民館の使命 (ミッション)

- 実生活に身近な教育、日常生活に必要な専門的な学びや文化に関する各種の事業を行う
- 住民の教養を向上し、健康を増進し、情操を豊かにする
- 生活文化の振興、幸せに暮らせる地域社会をつくる



(参照 社会教育法第20条 公民館の目的 1949年)

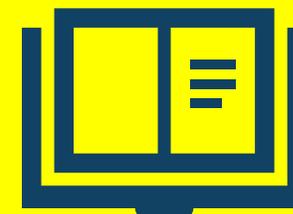
- 地域課題を把握して、学習という方法を用いて、民主的に解決する
(寺中構想要約)
- 社会教育を盛んにして生涯学習社会を構築のための役割を担う

A group of four diverse students are gathered around a table in a library, engaged in a collaborative study session. A young man in a grey t-shirt is smiling and looking towards a young woman with glasses who is holding a document. Another young woman is looking at a laptop on the table, and a young man is looking towards the woman with glasses. The background is filled with bookshelves. The image has a semi-transparent blue overlay on the left side and a semi-transparent red overlay at the bottom.

将来構想（ビジョン）

・・・どんな地域に

- 一人がみんなのために、みんなが一人のために、
お互いの立場を重んじ、いたわり合い、助けてあう
- 住民一人ひとりの善意の提供とやりがいを持って活動に積極的に参加できる地域
- 「未来にある当たり前」を創る
- SDGs に沿った学習機会や実践活動の導入による地域未来の構築
- 魅力化コンソーシアム等の館区内高校との連携の有効活用
- 「学習」という価値を共有できる地域
- 『人生は美しい』と言える生き方ができる地域
- 公民館新館建設を目指した取組の継続



※SDGs (Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標) とは
「誰一人取り残さない」という理念のもと諸課題解決に取り組み
持続可能な地域社会を実現するための取組



令和7年度の重点目標

『新しいコミュニティーの形成』

1, 目的縁によるコミュニティの形成

共通した目的で結ばれる「目的縁」型の集いに着目し、新しいコミュニティを見つける

2, 縛りから絆へ

縛りと絆を見極め、縛りからは解放、潜在的な絆を顕在化し、絆優位の環境を築く

3, コミュニティ形成への道しるべに気づく

一見個人的な問題の様でも、実は、多くの人たちの関心事かもしれない

一人が抱えている悩みや苦しみをみんなで解決することで新しいコミュニティを見つける



公民館活動を進めるための心得

- Listen (傾聴する)
- Explain (説明する)
- Assist (援助する)
- Discuss (話し合う)
- Evaluate (評価する)
- Respond (回答する)

ありがとうございました。

写真撮影 原田知幸氏

参考文献等

30, 31,33

インターネットコラム『問題解決のための論理的思考とは～課題との違いからプロセスまで～』

<https://www.recruit-ms.co.jp/aboutus/>

NECマネジメントパートナー『問題と課題の違い』

<https://www.necmd.iD>

85,86.87

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 HP『ふれあいネットワーク』

<https://www.shakyo.or.jp/bunya/houjin/index.html>

WikiBooks 社会福祉法第2条

<https://ja.wikibooks.org/>

マイペディア コトバンク「コミュニティー・ワーク」の意味

[Kotobank.JP](https://kotobank.jp)

100

リーダーの心得

[Leader-master.co](https://www.leader-master.co)